十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十三年八月二十二日

○財務省告示第二百六十七号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年八月二十九日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年九月七日

財務大臣　安住　淳

一　名称及び記号　国庫短期証券（第二百十八回）
二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第七条第一項、財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第八十三条第一項、第九十四条第二項、第九十五条第一項、第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者うちに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
五　募入決定の方法
イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者うちの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
六　発行額
イ　価格競争入札発行　額面金額で四兆四千百九十四億九千万円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額で三千四百四億円
七　払込金額
イ　価格競争入札発行　四兆四千百八十四億三千九百十三万百円
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　三千四百三億千八百九十八万四千八百円
八　最低額面金額　千万円
九　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
十　発行日　平成二十三年八月二十九日
十一　発行価格
イ　価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭六厘以上のそれぞれの応募価格
ロ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　額面金額百円につき九十九円九十七銭六厘二毛
十二　償還期限　平成二十三年十一月二十八日ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　元金支払場所　日本銀行
十五　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者
十六　払込期日　平成二十三年八月二十九日

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１１７８２号
東京都板橋区板橋４丁目23―３―207
債務者　篠田　翔太
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　杉本　博哉
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４号
青森市大字油川字岡田85番地24
債務者　今　若子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上雄一郎
4　破産債権の届出期間　平成23年９月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１７８３号
東京都杉並区上井草２丁目15―23―301
債務者　武田　聡
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野塚　格
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月11日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０６５号
東京都青梅市千ケ瀬町３丁目515番地の２
債務者　中村　佳司
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大森　顕
4　破産債権の届出期間　平成23年９月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３９２号
静岡県浜松市中区西伊場町26番５号、前住所静岡県浜松市中区西伊場町28番23号　アイセイハイツⅡ―205号
債務者　平野　正利
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　宙
4　破産債権の届出期間　平成23年９月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月16日午後４時
6　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１１７５９号
東京都世田谷区代沢２丁目36―24―105
債務者　瀬戸　明彦
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上中　綾子
4　破産債権の届出期間　平成23年９月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年11月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
東京地方裁判所民事第20部